

兵庫県公報

令和元年8月9日 金曜日 第30号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 道路の指定（但馬県民局）	2
○ 道路の位置指定（同）	2
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	2
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	3
○ 同 上（中播磨県民センター）	4
○ 同 上（同）	4
企業庁公告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い	4
○ 入札公告（猪名川広域水道事務所）	6
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の解囑	9

告 示

兵庫県告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和元年7月29日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年8月9日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	入野新池地区	令和元年8月9日から 同 月29日まで	相生市役所



兵庫県告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和元年7月29日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年8月9日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	曾谷池地区	令和元年8月9日から 同月29日まで	宍粟市役所



兵庫県告示第291号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和元年8月9日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R01但馬予定 0002号	1.7.25	豊岡市日高町岩中宇下坪382番の一部、383	8.00	29.80
		番1の一部、384番1の一部、385番1の一	6.00	6.00
		部、386番1の一部	6.00	63.20



兵庫県告示第292号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和元年8月9日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H30但馬位置 0007号	1.7.25	豊岡市日高町祢布字梅ノ尾849番の一部、851 番の一部、851番1の一部	5.00	35.00
第H30但馬位置 0008号	1.7.25	豊岡市日高町祢布字梅ノ尾851番1の一部、 852番の一部、853番の一部、855番3の一部	5.00	28.43

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年8月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ダイレックス三木店
 所在地 三木市大塚二丁目312ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ダイワロイヤル株式会社
住所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
代表者の氏名 原 田 健
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ダイレックス株式会社
住所 佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表者の氏名 多 田 高 志
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年3月13日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,485平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
57台
 - (2) 駐輪場の収容台数
43台
 - (3) 荷さばき施設の面積
32平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
12.6立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和元年7月12日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和元年8月9日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和元年12月9日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年8月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市浄谷町字地藏池ノ下3176番3、3177番2の一部、3177番4、3179番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都品川区大崎一丁目11番2号  
株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年12月18日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-19号（30小野）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年8月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
（第1工区）  
たつの市神岡町沢田字中与466番、467番1の一部、468番、470番1、467番1地先水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市神岡町沢田467番地の1  
社会福祉法人神岡福祉会 理事長 堀 川 尚 爾
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年6月10日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-27-2号（30たつの）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年8月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神崎郡福崎町福崎新字浦野242番、281番3、  
同 郡同 町福崎新字蔵屋敷303番、304番、303番地先里道、304番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加西市北条町西高室550番地の7  
株式会社三宅工務店 代表取締役 市 川 新 吾
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年6月25日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-22-2号（30福崎）

**企 業 庁 公 告**

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月9日

兵庫県公営企業管理者 片 山 安 孝

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所在地          | 面積 (㎡) | 地目 |
|----------|--------------|--------|----|
| 1        | 淡路市志筑字傍示17番1 | 491.50 | 宅地 |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
 エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

## 3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
 兵庫県企業庁総務課

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
 前記3に同じ
- (2) 配布期間及び申込期間  
 令和元年8月9日（金）から同月30日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 5 入札の場所及び日時

物件番号1

- (1) 場所  
 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
 兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- (2) 日時  
 令和元年9月4日（水）午前10時から

## 6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企業庁総務課総務企画班  
電話 (078) 341-7711 内線5419



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年8月9日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 椋田健治

1 調達内容

- (1) 件名  
三田系かび臭連続監視装置購入
- (2) 購入する物品等の名称及び数量  
かび臭連続監視装置一式
- (3) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (4) 履行期間  
令和2年3月25日(水)まで
- (5) 履行場所  
三田市西野上字上通り152 北摂広域水道事務所三田浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び開札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

## (1) 閲覧期間

令和元年8月9日(金)から同月23日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (2) 閲覧場所

〒666-0126 川西市多田院字巖陰6-3  
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所  
電話(072)799-2071

## 4 入札説明書及び誓約書の交付

## (1) 交付期間

令和元年8月13日(火)から同月23日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (2) 交付場所

前記3(2)に同じ。 総務課 担当 橋本

## 5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

## (1) 提出期間

令和元年8月13日(火)から同月23日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

## 6 入札手続等

## (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和元年9月19日(木)午前10時から

場所 兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 会議室(川西市多田院字巖陰6-3)

## (2) 入札の方法

上記(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和元年9月18日(水)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## (3) 仕様確認等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について次により必ず確認を受けること。

## (i) 受付期間

令和元年8月13日(火)から同月23日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (ii) 提出方法

持参により提出すること。

## (iii) 受付場所

三田市西野上字上通り152  
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所  
電話(079)567-1663

## (iv) 提出書類

- a 事前協議申込書
- b 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

## (v) 確認の結果

令和元年8月30日(金)までに通知する。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記ア(v)の提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

ウ 入札者は、上記ア(ウ)で認められた物品で入札すること。

(4) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年9月17日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国（公社、公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合

イ 過去2年間に国、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和元年9月26日（木））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。



## (8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

## (9) 契約書の作成の要否

要

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

## (3) 詳細は入札説明書による。

## (4) 問合せ先

前記3(2)に同じ。

## 8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Kenji Mukuda, Director of Inagawa Waterworks Office, Public Enterprises Agency,  
Hyogo Prefectural Government

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of Musty odor substance continuous monitoring device

## (3) Delivery period: To March 25, 2020

## (4) Delivery location:

Hokusetsu Waterworks Office (Sanda Water Purification Plant)

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 August 23, 2019

## (6) Deadline for tender:

10:00 September 19, 2019 by direct delivery

17:00 September 18, 2019 by mail

## (7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Hashimoto, General Affairs Division, Inagawa Waterworks Office

6-3 Gake, Tadain, Kawanishi, Hyogo 666-0126

TEL (072) 799-2071

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第100号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に定める地域交通安全活動推進委員の委嘱を令和元年7月24日付けで解いたので、公示する。

令和元年8月9日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

委嘱を解いた者

| 氏名   | 活動区域       |
|------|------------|
| 蔭山正三 | 丹波警察署の管轄区域 |